

ID: 15

担当部署: 企画部公共施設マネジメント課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市行政財産使用料条例第 6 条		
例 規 番 号	平成13年条例第74号		
【根拠条文】 (使用料の徴収方法) 第 6 条 使用料は、行政財産の使用の許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。 【基準】 根拠条文並びに第 2 条、第 3 条及び第 4 条の規定による。 (使用料の額) 第 2 条 使用料は、1 月当たりの額により算出するものとし、その額は、財産の種類及び使用の状況に応じ、次に定めるところによる。 (1) 土地を使用させる場合には、当該土地の位置、形状環境、使用の態様等を考慮して算定した当該土地の適正な価格に1000分の2.5を乗じて得た額 (2) 建物を使用させる場合には、当該建物及びその敷地について、それぞれ次により算定した額を合計して得た額 ア 建物の推定再建築費、耐用年数、経過年数、維持及び保存の状況、利用効率等を考慮して算定した当該建物の適正な価格に1000分の6を乗じて得た額 イ 建物の敷地に相当する面積の土地について、前号により算出した土地の使用料に相当する額 (3) 建物の一部を使用させる場合には、前号により算出した当該建物の全部についての使用料に相当する額に、当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額 (4) 建物以外の工作物を使用させる場合には、当該工作物の種類に応じ、土地又は建物の使用料の例により算出して得た額 2 建物の一部を使用させる場合であつて、使用期間が 1 日に満たないときの使用料は、前項第 3 号の規定にかかわらず、適正な方法により算定した額とする。 (日割計算) 第 3 条 使用を開始する日が月の初日でない場合又は使用を終了する日が月の末日でない場合における当該月の使用料は、日割計算とする。 (使用料の最低限度額) 第 4 条 前 2 条の規定により算出して得た 1 件の使用料の額が、100円未満となる使用料は、これを100円とする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日